

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
75.01	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物						無税	無税	無税	無税	無税		
7501.10	000 ニッケルのマット	無税		(無税)									KG
7501.20	100 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 1 焼結した酸化ニッケル(ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。)	11.7%又は72.90円/kgのうちいずれか低い税率		44円/kg	7.02%又は26.4円/kgのうちいずれか低い税率	無税							KG
	210 2 その他のもの (1)酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の1.5%以下のものに限る。)	5.8%		3%	無税								KG
	290 (2)その他のもの	無税		(無税)									KG
75.02	ニッケルの塊						無税	無税	無税	無税	無税		
7502.10	000 ニッケル(合金を除く。)	11.7%又は72.90円/kgのうちいずれか低い税率		44円/kg	7.02%又は26.4円/kgのうちいずれか低い税率	無税							KG
7502.20	010 ニッケル合金 1 ニッケルの含有量が全重量の50%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の10%以上のもの	無税		(無税)									KG
	090 2 その他のもの	8.1%		3%	無税								KG
75.03	ニッケルのくず						無税	無税	無税	無税	無税		KG
75.04	ニッケルの粉及びフレーク						無税	無税	無税	無税	無税		
7504.00	100 1 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの 2 その他のもの	無税		(無税)									KG
	210 (1)ニッケル(合金を除く。)のもの	52円/kg		41円/kg	無税								KG
	220 (2)その他のもの	4.8%		3%	無税								KG
75.05	ニッケルの棒、型材及び線						無税	無税	無税	無税	無税		
7505.11	000 棒及び型材 ニッケル(合金を除く。)のもの	5.8%		3%	無税								KG
7505.12	000 ニッケル合金のもの	4.6%		3%	無税								KG
7505.21	000 線 ニッケル(合金を除く。)のもの	5.8%		3%	無税								KG
7505.22	000 ニッケル合金のもの	4.6%		3%	無税								KG
75.06	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく						無税	無税	無税	無税	無税		
7506.10	100 ニッケル(合金を除く。)のもの 1 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	無税		(無税)									KG
	200 2 その他のもの	5.8%		3%	無税								KG
7506.20	000 ニッケル合金のもの	4.6%		3%	無税								KG
75.07	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)						無税	無税	無税	無税	無税		
7507.11	000 管 ニッケル(合金を除く。)のもの	5.8%		3%	無税								KG
7507.12	000 ニッケル合金のもの	無税		(無税)									KG
7507.20	000 管用継手	無税		(無税)									KG
75.08	その他のニッケル製品						無税	無税	無税	無税	無税		
7508.10	000 ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網(ニッケルの線から製造したものに限る。)	4.6%		3%	無税								KG
7508.90	000 その他のもの	4.6%		3%	無税								KG